

第1回定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月30日(木) 9時30分～9時45分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会 長 1番 米良 成志
副会長 10番 金丸 幸子
委 員 2番 兒玉 道治 3番 新門 剛 4番 新田 利彦 5番 染田 良作
6番 川崎 正義 7番 黒木 稔 8番 安田 初美 9番 藤本 寿弘
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 議事日程
報告第 1号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
議案第 1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件について

7. 会議の概要

開会 事務局	それでは姿勢を正してください、ただいまより第1回定例農業委員会総会を開会したいと思います。 一同礼。 米良会長の方よりご挨拶をお願いします。
会長	おはようございます、昨夜はただならぬ雷でした、真冬でああいう雷が鳴るのも珍しいのではないのでしょうか。 中国ではコロナウイルスの感染者数が相当な数で広まっております、どうか世界規模で調子がおかしいようであります。 特に農業は気象に大きく左右されます、門川町の農業も施設園芸が増えましたが、品目や施設の状況によって色々な障害が出てきます、我々がどうこうして天候を変えることはできませんけれども、農業者と一緒に門川町を盛り上げていければと思います。 今日は案件は2件であります、うち一件は決議案件でありますので、推進委員の皆さんも採決をしていただければと思いますよろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございます、それでは早速議案に移りたいと思います。 なお議長につきましては米良会長が務められます。 よろしく願いいたします。
議長	早速議題に入りたいと思います。 議事録署名委員は9番委員と10番委員です。 今日は10名、全員出席であります。 報告第1号農地の所有権移転及び転用届出の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
局長	はい。 報告第1号、農地法第5条の委員会届出でございます。 次のとおり受理したことを報告する。

記載されているとおり、6件の7筆でございます。
場所につきましては4ページをご覧ください。
番号1については、五十鈴と平城地区の境目、門川高校付近の農地になります。
番号2、3、4については、加草地区の深迫という地区の農地4筆であります。
番号5については、加草地区の永願寺より南西にある農地です。
番号6については、東栄町地区の公園より北側、サンシールさのより西側の農地になります。
以上です。

議長

報告議案でありますので、それぞれ把握をしておいてください。
次の議題に入ります。
議案第1号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議の件についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

局長

はい、8ページをお願いします。
議案第1号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議の件でございます。
農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、別紙のとおり提案いたします。
農業委員会の法令順守の申し合わせ決議、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。
特に、農地制度に基づく許認可に関わる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。
私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。
一、農業委員が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
二、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修などを実施すること。
令和2年1月30日、門川町農業委員会。
参考資料を別紙のとおり用意しておりますが、事務局より説明いたします。

事務局

今回の決議を行うに至った経緯について説明させていただきます。
昨年10月に全国的な事であるのですが、二つの市町村において農業委員会の委員が農地法違反と収賄の容疑で逮捕されております、農業委員会の農地法違反などの不祥事につきましては、昨年2件を含めまして過去一年で計4件となっております、農林水産省より2回の綱紀肅正の通知が発信されているところであります。
今回の一連の不祥事につきましては、農業委員会及び、農地制度に対する国民、町民の信頼を大きく傷つけるものとなりかねません、また、その影響は大きいものであると認識しております。
農業者の法的な代表機関といたしまして、法令に則り農地法を適正に運用し、農地利用の最適化を推進する責務を負っております、全ての農業委員・農地利用最適化推進委員はこのことを改めて自覚し、業務に当たってもらうようお願いいたします。
同時に今回の一件を受けまして、門川町においてこのような事がないように十分注意していただきたいと思いますと思っております。
今回の議決に先立ちまして、皆様にあらかじめお渡ししている資料があるかと思いますが、資料の1ページをお願いします、上段が農業委員会等に関する法律を一部抜粋しており、我々農業委員会が守っていかなければならない部分を記載しております、まず秘密保持義務ということで、職務上知りえた秘密をむやみに漏らしてはならないというのがあります、こちら十分気をつけていただきたいと思います、また、こちらは職を離れた後も適用されるものでありますのでご注意くださいと思っております。

下段になります、門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例ということですが、皆様については門川町の非常勤特別職の職員となり、さきほどの機密保持の義務を負うことになります。

資料の2ページになります、こちらが先ほどお話ししました、全国的に起こった収賄事件などについて書かれたものになっております。

こちらにつきましてはこの後からでも皆様でお目通ししていただいでご理解いただければと思っております。

つづきまして4ページになります、こちらが農業委員会による法令遵守の申し合わせ決議の依頼を受けた文書になります、全国農業会議所より送付されており、門川町のみならず全国で同様に一律で実施するとのことで文書を受けております。

どうぞ決議の趣旨をくみ取りの上、審議をお願いします。

議長

説明は終わりました。

全国的に様々な場所でこういう問題が起こっているようであり、皆さん方も十分にご理解いただいていると思いますが、こういう形で決議をするということで審議いただきたいと思っております。

質疑やご意見はございませんか。

無いようであればいま説明があったとおり、申し合わせ決議ということで決議を行いたいと思っております、農業委員だけでなく、推進委員にも同意をいただきたいと思っておりますので、一緒に意志表明として挙手への参加をお願いします。

それでは、申し合わせ決議について賛成の方挙手を願います。

はい、全員賛成であります、よって門川町農業委員会の申し合わせ事項として決議させていただきます。

議案につきましては以上であります。

事務局

それでは、姿勢を正してください。

以上をもちまして第1回定例農業委員会総会を閉会したいと思います。

一同礼。

令和2年1月30日

議事録署名人

9番委員

藤本寿弘

10番委員

金丸芽子